

障がいのある方へ

求職者訓練（民間委託訓練）のご案内

大阪府では、障がいのある方の就職を支援するため、就職に必要な知識、技能を身につけていただく職業訓練を、社会福祉法人やNPO法人、企業等の民間教育訓練機関に委託して実施しています。早期の就職を目標に、訓練期間は短期間（1～6か月）で設定しています。

■ 訓練のメリット

- 受講料が無料です（受講料以外の経費は自己負担となりますが、テキスト代が無料の訓練もあります）
- 就職活動の幅が広がります（短期間で知識・技能、作業能力が身につきます）
- 働く自信と意識を深めることができます
- 面接・履歴書作成の指導や就職相談などの就職支援を受けることができます

■ 訓練の対象者（次の要件を全て満たす方）

- 職業訓練を通じて早期（訓練修了後3か月以内）に就職しようとする意志がある方（訓練修了後、訓練実施機関が実施する就職状況調査に協力いただきます）
- 就労に向けた準備が整っている方
 - ・ 訓練の全課程履修に必要な気力と体力が備わっていること
 - ・ 訓練実施場所に通うことができること
 - ・ 生活リズムが整っていること
 - ・ 自分で身の回りの基本的なことができること など
- 公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）に求職申込みを行った方で、ハローワーク所長が、就労が見込める者として訓練受講の必要性を認め、受講あっせんを受けることができる方
- 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者又は発達障がい者

■ 訓練コース

知識・技能習得訓練（集合訓練）

- 訓練内容：座学・実技による訓練です。
- 期間：3か月
- 訓練時間：1か月あたり標準100時間（最低80時間）

知識・技能習得訓練（職場実習付き訓練）

- 訓練内容：座学・実技と企業での職場実習を組み合わせた訓練です。
- 期間：4か月～6か月
- 訓練時間：1か月あたり標準100時間（最低80時間）

実践能力習得訓練

- 訓練内容：企業等の事業所現場で行う訓練です。
- 期間：1か月
- 訓練時間：1か月あたり標準100時間（最低60時間）

e-ラーニング

- 訓練内容：訓練施設へ通うことが困難な方を対象に、インターネットを利用して教材配信、技能習得指導等を行う在宅訓練です。
- 期間：3か月
- 訓練時間：1か月あたり標準100時間（最低80時間）